

模擬 施設基準適時調査

元厚生局医療指導監視監査官による in 大阪府済生会中津病院

毎年、全国各地で「施設基準適時調査」が頻繁に実施されており、いまだに多額の返還金が発生している状況です。普段からの施設基準管理がおろそかになっていると、いざというときに病院の存続をも揺るがす問題へと発展しかねません。

そこで、今回は大阪府済生会中津病院に元厚生局医療指導監視監査官による簡易的な模擬施設基準適時調査を行い、さらに施設基準に関する職員向けの研修を実施しました。



参加者：医事室、医療安全の担当者

【当日のメニュー（午後半日）】

1. 医療安全対策室で施設基準チェック
2. 実際の院内掲示を視察
3. 施設基準に関する研修（講演形式）と質疑応答



医療安全対策室で施設基準チェック

最初は、医療安全対策室の中で実際の担当者と一緒に、厚生労働省のホームページに掲載されている「適時調査実施要領等」の調査書に沿って、1項目ずつ確認していきましました。

実際の適時調査で使用する調査書は公表されていますが、元厚生局職員として専門的な立場から当日準備する資料に不備がないかなど、これまでの経験を最大限に生かした丁寧な説明が印象的です。

今回は「5基準（入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制）」と呼ばれている中から「医療安全管理体制」について、現場担当者に分かりやすく実際の適時調査さながら



▲医療安全対策室で資料を見ながらレクチャー

にチェックをしていきましました。

特にこの医療安全管理体制は、適時調査でも重点的に調査を行う施設基準ですので、調査書に書いてある確認事項は完璧に準備しておく必要があるでしょう。



実際の院内掲示を視察

続いて院内を歩き、施設基準に関する掲示物を1つずつ確認していきましました。まず全職員が共通して認識していなければならないことは、院内掲示は誰のためのものか？ ということです。

つまり、病院が提供している医療を患者さんが迷うことなく理解できる掲示内容であるかが大切です。

院内掲示物は施設基準に定められた内容をただ紙に印刷して貼り付けるのではなく、患者さんに分かりやすい表現を用いて掲示することがポイントだと聞き、施設基準担当者もしっかりとインプットされたようです。



▲院内視察、掲示物を確認

3 施設基準に関する研修(講演形式)と質疑応答

最後は院内から医事室、人事室、リハビリ、検査、栄養、薬剤、放射線治療の担当者が集まり、施設基準について1時間程度の講演です。質疑応答では事務職だけでなく、コ・メディカルからも多くの質問があり、一つひとつ丁寧に答えると、ほとんどの方が納得された様子でした。



▲研修後の質疑応答では次々と質問がありました

参加者の声 講演終了後、参加者からたくさん声をいただきました。

濱中事務部長

こういう機会があるのは、病院としたらありがたい話です。自院の職員から言われるよりも、外部から言われるとすんなり入りますし、特にコ・メディカルには施設基準の詳しい情報が入ってこないため、各自が質問できたのは大変有効だったと思います。



▲濱中事務部長（右）、岩下事務次長代理（左）

岩下事務次長代理

普段から疑問に思っていたことを質問するとすぐに返答をいただい、スタッフが問題を解決した顔つきになっていったのを見て、いい時間をいただいたと感じました。

橋本リハビリテーション技術部長

私の仕事上で聞きたいことがたくさんあったので、それに対して瞬時に的確なアドバイスをいただけて大変良かったです。他病院で特定共同指導が入り、かなりの額を返還されたという話を聞いたところだったので、とてもタイムリーでした。



▲橋本リハビリテーション技術部長

谷口医事企画課長

施設基準は今すごく複雑で、どうしても理解の確信が得られない部分があり苦勞しています。厚生局に聞く前のワンクッションとして、当院に来てアドバイスしていただければ、自信を持って確認することもできますし、適時調査にも安心して臨めると思います。

同じように悩んでいる病院はたくさんあると思いますので、ぜひこうした取り組みを広めてもらえたいと思います。

横山医事企画係長

院内では施設基準に関してさまざまな意見がありますが、今回の話を聞いて病院側の意見だけでは勝手に決めてはいけない、厚生局としっかり向き合って話し合うことが必要だと、あらためて痛感させられました。



▲谷口医事企画課長（中央）、横山医事企画係長（右）

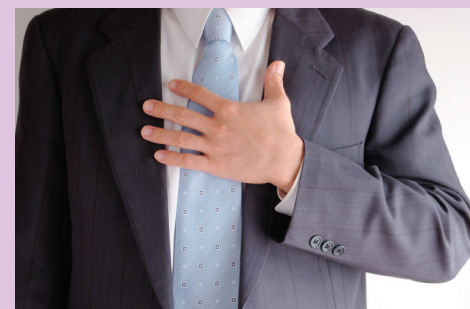
常塚医事企画係 副長

施設基準の担当をしています。どうしても厚生局には聞きにくいという意識はありますが、今回は質問しやすかったので、ずっと疑問に思っていたことをまとめて聞けたのが良かったです。直接、対面で質疑応答できたのがいちばん有意義でした。



▲常塚医事企画係 副長

元厚生局医療指導監視監査官が直接相談に乗ります！



ぜひお気軽にお問い合わせください。
お話をうかがいながら、
ご希望に沿ったメニューをカスタマイズし、
全力でサポートいたします！

施設基準に関する相談

- ①当社にお越しいただき、会議室でご相談を承ります。
- ②貴院に出向き、ご相談を承ります。

模擬施設基準適時調査

貴院に出向き、実際の適時調査のように重点事項をチェックしていきます。

講師派遣

病院や各団体からの講演を承ります。

【お問い合わせ先】 産労総合研究所『医事業務』編集部 E-mail edt-hs@sanro.co.jp